

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月6日（平成28年（行個）諮問第89号）

答申日：平成29年7月31日（平成29年度（行個）答申第76号）

事件名：本人の厚生年金保険に係る審査請求に関する「提出された利害関係人意見書及び照会・回答書について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人の厚生年金保険に係る審査請求に関し保有する、①利害関係人から代表者名にて提出された意見書、②①を提出する原因となった、審査官が利害関係人に通知した文書、③本人と利害関係人との間の判決、④平成27年特定月日付け「提出された利害関係人意見書及び照会・回答文書」⑤判決書の事件目次」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、関東信越厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年1月6日付け関厚発0106第114号により行った一部開示決定（以下「原処分①」という。）及び同月22日付け関厚発0122第68号により行った一部開示決定（以下「原処分②」といい、原処分①と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分①について

（ア）はじめに

原処分①は、本件開示請求に対し、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないこと、及び、同条3号イに該当することを理由に部分開示とした。

しかし、当該理由は失当であるから、全部開示しなければならない。すなわち、概略は以下のとおりである。

判決書は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）255条等の規定により、当事者に送達されるものであるところ、審査請求人は、原処分①により開示された「請求人と利害関係人との判決」（以下「本件判決書」という。）に係る訴訟の当事者であるから、本件判決書は、当事者である審査請求人に送達されるものであるといえる。故に、本件判決書に記載された全ての情報は、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるといえる。つまり、法14条2号イに該当する情報であるといえる。そして、それ故、開示することにより当該法人等の利益、地位及び権利等を害するおそれがある、などともいえない（なお、本件判決書を開示することによりそのようなおそれがあるとしても、それは本件開示請求に基づく開示に起因するものではない。）。故に、同条3号イに該当するともいえない。

したがって、本件判決書に記載された全ての情報は、開示しなければならない情報である（同条柱書き）。

それにもかかわらず、原処分①は、部分開示、すなわち、一部不開示とした。よって、本件判決書については、原処分①の取消し及び全部開示する旨の決定が行われなければならない。

なお、本件判決書に係る訴訟は確定している。したがって、本件判決書が当事者である審査請求人に送達されている（つまり、開示されている）ことは言うまでも無いことであるし、それ故、本件判決書に記載された全ての情報を審査請求人は既に知っているといえる。このように、本件判決書（すなわち、本件判決書に記載された全ての情報）は、審査請求人が既に知っている情報であるが、それでもなお、本件開示請求を行ったのは、行政機関が保有している審査請求人の個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか否か（法3条2項参照）を確認するため、及び、利用停止請求（法36条、37条）を行う前には開示請求を行わなければならないとの教示を受けたためである。

そして、その開示請求に対し、原処分①が、違法な決定、つまり、一部不開示の決定であるため、本審査請求を行うものである。

(イ) 「特定会社職員の氏名、役職名、医師の氏名及び個人の氏名」の不開示について

a 原処分①の不開示の理由

原処分①は、「特定会社職員の氏名、役職名、医師の氏名及び個人の氏名」を不開示とする理由を、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記載されており、法14条2号に該当し、かつ同号ただし

書イからハまでのいずれにも該当しないことから、当該部分を不開示とした。」としている。

b 審査請求人の反論

(a) はじめに

開示された文書のうち本件判決書は（すなわち、本件判決書に記載された、不開示の部分を含めた全ての情報は）、法14条2号イに該当するといえる。したがって、当該「特定会社職員の氏名、役職名、医師の氏名及び個人の氏名」の部分、不開示とすることはできず、開示しなければならない。

(b) 本件判決書に記載された全ての情報が法14条2号イに該当するといえる理由

本件判決書に記載された全ての情報が法14条2号イに該当するといえる理由は、同号イが、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」との規定であるところ、本件判決書が（すなわち、本件判決書に記載された全ての情報が）、法令の規定により開示請求者である審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるといえるからである。

すなわち、判決書は、民訴法297条及び255条並びに民事訴訟規則179条及び159条により当事者に送達されるものであるところ、審査請求人は、本件判決書の「控訴人兼被控訴人（1審原告）」である、つまり当事者である。したがって、本件判決書は、当事者である審査請求人に送達されるものであるといえる。このように本件判決書は民訴法の規定により審査請求人に送達されるものなのであるから、本件判決書に記載された全ての情報は、開示請求者である審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるといえる。

(c) 小括

以上のとおりであり、不開示の部分を含め本件判決書に記載された全ての情報は、法令の規定により審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるといえるから、本件判決書に記載された全ての情報は法14条2号イに該当するといえる。

故に、本件判決書に関し、原処分①が一部不開示とした理由は失当である。

よって、本件判決書について、当該「特定会社職員の氏名、役職名、医師の氏名及び個人の氏名」の部分、不開示とすることはできず、開示しなければならない。

(ウ) 「病院名，健康保険組合名，厚生年金基金名，会社名，その他の団体名及び特定会社の印影」の不開示について

a 原処分①の不開示の理由

原処分①は，「病院名，健康保険組合名，厚生年金基金名，会社名，その他の団体名及び特定会社の印影」を不開示とする理由を，「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が記載されており，法14条3号イに該当することから，当該部分を不開示とした。」としている。

b 審査請求人の反論

(a) はじめに

開示された文書のうち本件判決書は（すなわち，本件判決書に記載された，不開示の部分を含めた全ての情報は），法14条3号イに該当するとはいえない。したがって，当該「病院名，健康保険組合名，厚生年金基金名，会社名，その他の団体名及び特定会社の印影」の部分を不開示とすることはできず，開示しなければならない。

また，原処分①は，「法人その他の団体に関する情報」が記載されている事実について，「不開示とした部分とその理由」に掲げていないにもかかわらず，不開示としている。よって，原処分①は取り消しを免れない。

(b) 本件判決書に記載された全ての情報が法14条3号イに該当するといえない理由等

i 正当な利益を害する原因とはいえない理由

本件判決書に記載された全ての情報が法14条3号イに該当するなどといえないのは，同号イが，「開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」との規定であるところ，本件開示請求に基づいて開示したとしても，その開示により，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益（以下「権利等」という。）を害するおそれがある，などとはいえないからである。すなわち，本件判決書に記載された全ての情報は，審査請求人が本件判決書に係る訴訟の当事者なので，審査請求人が知ることができ又は知ることが予定されている情報であり（前記（イ）b参照），又は，審査請求人が既に知っている情報である（前記（ア）参照）から，本件開示請求に基づき審査請求人に開示したとしても，それがために，当該法人等又は当該個人の権利等が害されるおそれなどはないからである。つまり，仮に，本件判決書に

記載された情報に関し、当該法人等又は当該個人の権利等が、害されるおそれがあるとしても、その原因については、本件開示請求に基づき開示することにあるのではないのである。

よって、原処分①の掲げる法14条3号イに該当するとの理由は失当であるから、原処分①は取り消されなければならない。

ii 理由齟齬

原処分①は、「不開示とした部分とその理由」において、掲げていない情報を不開示としており、明らかに理由齟齬を来していると言わざるを得ない。すなわち、原処分①は、「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」が記載されている事実、及びそれが法14条3号イに該当することを「不開示とした部分とその理由」に掲げている。しかし、原処分①は、「法人その他の団体に関する情報」が記載されている事実については、「不開示とした部分とその理由」に掲げていない。したがって、明らかに理由齟齬を来していると言わざるを得ない。

よって、原処分①は取消しを免れない。

(c) 小括

以上のとおりであり、不開示の部分を含め本件判決書に記載された全ての情報は、法14条3号イに該当するとはいえず、また、「不開示とした部分とその理由」に掲げていない情報を不開示としている。故に、本件判決書に関し、原処分①が一部不開示とした理由は失当である、又は、齟齬を来している、と言わざるを得ない。

よって、本件判決書について、当該「病院名、健康保険組合名、厚生年金基金名、会社名、その他の団体名及び特定会社の印影」の部分、不開示とすることはできず、開示しなければならない。

(エ) 結論

原処分①は、大要、法14条2号イ等に該当しないこと、及び、同条3号イに該当することを部分開示、つまり、一部不開示の理由とするが、本件判決書に関しては、当該理由は、失当であり、又は、齟齬を来している。

よって、本件判決書について、原処分①の取消し及び全部開示する旨の決定が行われなければならない。

イ 原処分②について

(ア) 平成27年11月20日付け「照会・回答書」の内容について

a 原処分②の不開示の理由

「審議，検討文は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるものであり，法14条6号に該当することから，当該部分を不開示とした。」

b 審査請求人の反論

(a) はじめに

原処分②は，「照会・回答書」の内容について，法14条6号に該当すると述べるが，必ずしも同条6号に該当するとはいえない。また，そもそも，原処分②は，審査請求人の意見・反論等を述べる権利を侵害しており，不当である。さらには，不公平な取扱いである。

そして，原処分②の示す理由（不開示とした理由）は，法の求める内容を満たしておらず，違法である。

したがって，原処分②は，取消しを免れず，「照会・回答書」は，全部開示されなければならない。

(b) 法14条6号の該当性

法14条は，「行政機関の長は，開示請求があったときは，開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し，1号ないし7号を掲げる。したがって，それらの各号に該当しない場合は開示しなければならない。

しかるところ，原処分②は前記aのとおり，同条6号に該当すると述べるが，照会・回答書の内容は，必ずしも，「審議，検討文は協議に関する情報である」とはいえず，又は，必ずしも，原処分②の述べる3種の「おそれ」の内，いずれかの「おそれ」があるとも認められない。

したがって，必ずしも同条6号に該当するとはいえない。

よって，当該保有個人情報を開示しなければならない。

(c) 意見を述べる権利等の侵害

そもそも，原処分②は，審査請求人の意見・反論等を述べる権利を侵害しており，不当である。

その理由は，次のとおりである。

社会保険の審査請求事件の審査請求人や利害関係人は，当該事件につき意見を述べることができる（社会保険審査官及び社

会保険審査会法9条2項及び9条の2など)。この点、意見を述べる前提として、当該事件につき、どのような事実・資料・証拠等が提出等され、また、意見等が主張等され、ひいては、社会保険審査官において保有等されているのか、その内容が分からなければ、正しく、意見・反論等を述べることなどができない。それ故、その内容は、審査請求人等に対しては、開示されなければならないといえ、開示されない場合は、審査請求人等の意見等を述べる権利を侵害しているという他ない。

しかるところ、審査請求人は、原処分に係る社会保険審査請求事件（以下「本件社保審査請求事件」という。）の審査請求人でもある。また、「照会・回答書」は、同事件に関し、社会保険審査官からの同事件についての照会に対し、回答したものである。

故に、審査請求人は、同事件につき意見を述べることができ、同事件に係るものである「照会・回答書」に関しても意見を述べることができる。

しかしながら、原処分②は、「照会・回答書」の具体的な内容の部分を全部不開示とした。

それ故、審査請求人は、正しく、意見等を述べることなどができない。

したがって、原処分②は、審査請求人の意見等を述べる権利を侵害しているという他なく、不当であると言わざるを得ない。

よって、原処分②は、直ちに、取消し、全部開示しなければならない。

(d) 不公平な取扱いであることについて

関東信越厚生局は、本件社保審査請求事件に関し、前記(c)のとおり、原処分②により、審査請求人に対し、利害関係人から提出された「照会・回答書」の具体的な内容の部分を全部不開示とした。

他方、同厚生局の社会保険審査官は、同事件に関し、利害関係人に対しては、審査請求人が提出した審査請求の理由書を全て送付している。

それ故、まず、利害関係人と審査請求人の間に、本件審査請求事件に関する事実、証拠、意見、主張及び情報等について、不公平な状態となっている。また、審査請求人は、保有個人情報の開示請求という手続きをしなければ上記情報等を入手することができないが、利害関係人はそのようなことをすることなく上記情報等を入手している。

したがって、不公平な取扱いであると言わざるを得ない。

よって、原処分②は、直ちに、取消し、全部開示しなければならない。

(e) 理由の提示の違法

原処分②は、部分開示つまり一部開示であるが、「一部開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示の場合と同様、理由の提示及び不服申立ての教示が必要である。」

(総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説(増補版)』109頁〔平成17年〕)とされている。そして、不開示の場合について、「その旨を書面により通知しなければならない」(法18条2項)と規定されているが、この点、「・・・この通知を行う際には、行政手続法第八条に基づく理由の提示・・・を書面により行うことが必要である・・・。・・・理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。」(『行政機関等個人情報保護法の解説(増補版)』111頁)と解されている。

また、行政処分における理由の提示に関して、最高裁は、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない。」

(最高裁判所昭和36年(才)84号同38年5月31日第2小法廷判決・民集17巻4号617頁)と判示している。そして、行政手続法8条に関して、東京高等裁判所は、上記判示を引用した上で、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し当該処分の理由を示すべき旨を規定する行政手続法8条1項も、これと同一の趣旨に出たものと解するのが相当である。このような理由提示制度の趣旨にかんがみれば、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないというべきである。」(東京高等裁判所平成11年(行コ)第173号同13年6月14日判決・医師国家試験予備試験受験資格認定処分取消等請求控訴事件)と判示している。

しかるところ、原処分②は要するに、開示の請求を一部拒否

するものであるが、仮に、同処分が理由とする、3点の「おそれ」があるとしても、同処分が示した理由は、単に法14条6号の法文を掲げたに過ぎず、審査請求人が、請求が拒否された理由を可能な限り明確に認識し得るもの、とはいえない。また、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、審査請求人においてその記載自体から了知しうるもの、ともいえない。

したがって、原処分②は、取消しを免れない。

(f) 小括

以上のとおりであり、原処分②は、取消しを免れず、照会・回答書は、全部開示されなければならない。

ウ 苦言

審査請求人は、本審査請求の前に、担当者、すなわち、関東信越社会保険審査官室のA氏若しくはB氏又は関東信越厚生局総務課のC氏に対し、前記イと同趣旨の説明を行った。なぜなら、誤った決定であることが認められれば、審査請求せずとも、当該決定は訂正されることになるからである。しかしながら、審査請求人の上記説明に対する担当者の反論及び説明は、論理性と根拠に欠けた内容であり、端的に言えば、十分に検討しているとはいえないのではないかと、又は、根本的によく分かっていないのではないかと、さらには、そうであるにもかかわらず、一旦下した決定に固執しているに過ぎないのではないかと、との疑念を抱かざるを得ないものであった。

一般人にとって、審査請求をすることやその理由を説明することは、そして本審査請求書及び本理由書のようなものであっても、それを作成することは、かなり負担のかかるものである。仮に上記の疑念どおりであるとするならば、一般人である審査請求人は、不当な負担を強いられたことになる。他方、請求を受ける行政機関も負担が増えるのであり、それらは、結局、国民負担となる。したがって、上記の疑念どおりであるとするならば、厳しく戒められなければならない。

審査請求人は、別件（本審査請求と同日に提出した保有個人情報の利用停止に関する審査請求）において、同審査官室のD氏とも話をしたが、上記疑念は、払拭されるどころか、増すばかりとなった。それ故、不本意ながら、苦言を呈するものである。

エ まとめ

以上のとおり、原処分は一部不開示とするが、原処分の示す理由は失当であり、齟齬を来しており、又は、不十分なものである。また、一部不開示とすることは、そもそも、審査請求人の意見を述べる権

利等を侵害し、また、不公平な取扱いであるといえる。

よって、原処分は、取消しを免れず、全部開示されなければならない。

なお、本審査請求に係る社会保険審査請求事件の決定等に滞りがあってはならないので、本審査請求の各対応・各処理は速やかになされるべきである。

(2) 意見書

ア はじめに

(ア) 諮問庁の理由説明書における主張について

諮問庁の理由説明書における主張について、後記イのとおり意見を述べる。

(イ) 諮問庁の諮問の方法について

そもそも、諮問庁の諮問の方法は、法の趣旨を逸脱しており、また、諮問庁（ないし厚生労働省担当者）の身勝手なものでもあるので、この点、後記ウにて意見を申し述べておく。

イ 諮問庁の理由説明書における主張について

(ア) 諮問庁の理由説明書の3（2）ウ「法14条7号柱書きの不開示情報」について

a 諮問庁の主張の内容

諮問庁の主張の内容は次のとおりである。

「ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の④の不開示部分は、関東信越厚生局の社会保険審査官（以下、（2）においては「審査官」という。）が本件審査請求に係る処分について、届出をした事業所にした照会及び照会に対する回答内容等である。これらの照会に対する回答内容等が開示された場合には、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、請求者側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な事務処理を実施していく上で必要不可欠な事実関係について客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報は、開示することにより、審査官における標準報酬月額算定の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」

b 審査請求人の反論

- (a) 「照会に対する回答内容等が開示された場合には，被聴取者が心理的に大きな影響を受け」について

被聴取者は，法人であるが，法人が心理的に影響を受けるなどということがそもそも有り得ず，諮問庁の標記主張は失当である。

また，仮に，法人が心理的に影響を受けることが有り得るとしても，個人の会社が法人化したような会社ならいざ知らず，被聴取者は，東証一部に上場している法人であり，そのような法人が，社会保険審査請求事件に関しての照会及び回答の内容（その内容は，単に，後記（c）のとおり，事実の照会及び回答に過ぎないものである。）が開示されることに心理的な影響を受けるなどということは，考え難く，根拠に乏しいことであるから，諮問庁の標記主張は失当であると言わざるを得ない。

- (b) 「照会に対する回答内容等が開示された場合には，・・・被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し，請求者側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し」について

被聴取者は，東証一部に上場している法人であり，そもそも，標記のような事態の発生は考え難いことであるから，諮問庁の標記主張は失当であるという他ない。

また，万が一，標記の事態が発生するとしても，その原因は，諮問庁の主張するような，照会に対する回答内容等（つまり，本件対象保有個人情報）を開示することにあるのではない。すなわち，万が一，標記の事態が発生するとしても，その原因は，被聴取者が営利企業であることに鑑みれば，経済合理性の追求の結果であると考えることが自然であり（つまり，被聴取者にとって有利であるか否かという点にあると考えることが自然であり），照会に対する回答内容等が開示されるとか，されないとか，ということが原因になるなどとの考えに合理的理由は見当たらない。この点，営利企業が，経済合理性の過度の追求により，開示されないことに乗じて（平たく言えば，ばれないことをいいことに），標記のような事態（さらには，事実を捻じ曲げたり，事実ではないことを述べたりするなどの事態）を発生させる可能性が高くなることは，経験則に照らし，想像に難くないのである。つまり，開示しないことは，むしろ弊害が生じる温床となるのである。

したがって，諮問庁の標記主張は失当であるといわなければ

ならない。

(c) 「開示することにより、審査官における標準報酬月額算定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」について

i はじめに

開示することに関し、諮問庁は、表記のとおり、「・・・支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、開示することは、むしろ、標記の事務処理の適正な遂行に、寄与するものであるといえる。

ii 本論

本件社保審査請求事件は、厚生年金保険の被保険者（以下単に、「被保険者」という。）である審査請求人の標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬等」という。）に関するものである。

そして、標準報酬等は、事実に基づいて決定されるものであるといえる。すなわち、標準報酬等は、厚生年金保険法21条（定時決定）、同法23条（随時改定）、同法24条（保険者算定）及び同法24条の4（標準賞与額の決定）等の規定に基づいて決定されるものである。具体的に言えば、標準報酬等を決定する年又はその前年以前における、被保険者の報酬の額及び報酬の支払いの基礎となった日数並びに賞与の額等（以下「報酬の額等」という。）に基づいて決定されるものであり、要するに、標準報酬等は、事実に基づいて決定されるものであるといえる。

しかるところ、社会保険審査官が行う照会は、社会保険審査請求事件の決定の根拠となる事柄について行われるものであるが、上記のとおり、本件社保審査請求事件は、審査請求人の標準報酬等に関するものであるから、同事件に係る照会（以下「本件照会」という。）の内容は、審査請求人の報酬の額等についての事実（及びその根拠又は証拠）を求めるもののはずである。

それ故、被聴取者からの回答（以下「本件回答」という。）の内容も、審査請求人の報酬の額等についての事実（及びその根拠又は証拠）になるはずである。ましてや、本件社保審査請求事件の被聴取者（事業場）は、東証一部に上場している法人自体であるから（つまり、その従業員等ではないから）、そう考える他ない。

このように、本件照会及び本件回答の内容は、審査請求人

の報酬の額等に関する事実及びその証拠等のはずである（なお、万が一、それ以外のものがある場合は、本件社保審査請求に必要な個人情報の可能性があり、法36条1項の消去等利用停止の対象となる。）。したがって、本件回答の内容を、審査請求人が知らないということは有り得ず、当然、既に知っているもののはずであり、また、知ることが予定されているもの（法14条2号イ参照）でもあるといえる。それ故、本件照会及び本件回答の内容について、審査請求人が知ったからといって、つまり、開示したからといって、特段問題となるものではないといえる。

そして、むしろ開示した方が、本件社保審査請求事件の事務処理の適正な遂行に寄与することになるといえる。なぜなら、被聴取者からの回答は、誤解に起因する場合はじめ事実に基づかない内容及びその証拠が提出される可能性が排除できないところ、本件回答の内容等について、それを審査請求人に開示したならば、それが事実に基づいたものであるか否かを審査請求人においても検討することが可能であり、それ故、万一それが事実に基づいたものでない場合は、それが事実に基づいたものでないことを発見できる可能性が高まるからである。したがって、本件照会及び本件回答の内容（本件対象保有個人情報の一つである。）について、開示することは、本件社保審査請求事件の事務処理（すなわち、諮問庁のいう「審査官における標準報酬月額算定の事務処理」）の適正な遂行に寄与するものであるといえる。

iii 結論

よって、諮問庁が主張する「審査官における標準報酬月額の算定の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との不開示の理由は失当であると言わざるを得ない。

ウ 諮問庁の諮問の方法が法の趣旨を逸脱していることについて

(ア) はじめに

諮問庁は、諮問庁の理由説明書（下記第3）の別表の文書番号（以下「文書番号」という。）4の④（別表の通番7）について、処分庁が根拠とした不開示の理由に言及することなく諮問しているが、これは、法の趣旨を逸脱しているから、適正に諮問しなければならない、というべきである。

なお、処分庁が根拠とした不開示の理由に対し真剣に取り組んだ審査請求人からすれば、上記のような諮問の方法については、諮問庁（ないし厚生労働省担当者）の身勝手なものであると言わざるを得ない。

得ず、にわかに承服できるものではない。

(イ) 理由 1

a 総論

法 4 3 条 1 項柱書きは、「開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは，当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては，別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。」と規定する。この点，言うまでもなく，諮問しなければならないものは，審査請求についてである。

ところで，行政処分における理由の提示に関して，最高裁は，「一般に，法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは，処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに，処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから，その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない」

（最高裁判所昭和 3 6 年（オ）第 8 4 号同 3 8 年 5 月 3 1 日第 2 小法廷判決・民集 1 7 卷 4 号 6 1 7 頁。上記（1）イ（ア）b（e））と判示している。このように理由を欠いた場合は処分自体が取消しを免れないのであるから，原処分の処分内容とその理由は一体であるといえる。故に，審査請求は，原処分に関し，その一体である処分内容とその理由についての当否を問うものであるといえる。

したがって，上述した，「諮問しなければならないものは，審査請求についてである。」を換言すれば，「諮問しなければならないものは，原処分の処分内容とその理由についてである。」ということになる。

b 本件へのあてはめ

しかるところ，文書番号 4 の④について，諮問庁は，原処分が根拠とした理由（法 1 4 条 6 号）について諮問していない（なお，諮問庁の考える不開示の理由（同条 7 号柱書き）のみ諮問している。）。

したがって，諮問庁の諮問の方法は，法の趣旨を逸脱しているから，適正に諮問しなければならない，というべきである。

(ウ) 理由 2

最高裁が判示しているとおり，「法が行政処分に理由を附記すべ

きものとしているのは・・・処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない」（前記最高裁判決）。

しかるところ、文書番号4の④について、諮問庁は、処分庁の理由とは、異なった理由で、結論を不開示としている。

すなわち、不開示の理由について、処分庁が法14条6号とするのに対し、諮問庁は同条7号柱書きとしており、さらに言えば、諮問庁は、処分庁が不開示の理由とする同条6号に一切言及することなく、同条7号柱書きを理由として諮問している。このことからすると、定かではないが、諮問庁は、同条6号は不開示の理由にならないものと判断した上で、同条7号柱書きを理由に、原処分を維持して不開示とすべきであると判断しているものと思料される。換言すれば、諮問庁は、原処分は、誤った理由（同条6号）を記載しており、正しい理由（同条7号柱書き）の記載を欠いている、と判断しているということになる。そして、これを、不服の申立の便宜という観点から見れば、理由の記載を欠いていることと同じことであるから、上記した最高裁の判示内容に照らせば、原処分については、審査庁でもある諮問庁は、本来は、一旦、取消しをしなければならない。

ただし、その取消し後、処分庁が、諮問庁と同じ法14条7号柱書きを理由にして、再度不開示の決定をするという可能性もある。それを考えれば、一旦取消し後、再度、不開示などという手間と時間を省いて、諮問庁が、処分庁とは異なった理由を掲げ、いきなり諮問するという方法をとることも、一定の合理性があるといえるのかも知れない。

しかしながら、上記した最高裁の判示する法の趣旨を無視した対応は厳に慎むべきである。そして、これを具体的に言えば、諮問庁は、審査庁でもあるのだから、少なくとも次のことを行わなければならないということになる。すなわち、諮問庁は、原処分を取り消すべきか否かについて、処分庁が根拠とした理由に基づいて判断し、その判断の理由と結論について、審査請求人にも分かるように諮問の際に明示しなければならない。

なぜなら、手間と時間を省くために、手続としては、諮問庁が、処分庁とは異なった理由を掲げ、いきなり諮問するという方法をとるにしても、「法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは・・・処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものである」（上記最高裁判決）ところ、審査庁でもあ

る諮問庁が、同条6号ではなく、同条7号柱書を理由に不開示としようとしていることは、実質的には処分の理由を変更したことになるので、理由を変更したことについて、又は、同条6号を理由とした原処分の帰趨について、審査請求人に明瞭に知らせなければ、誤解が生じることになり、不服の申立に便宜を与えたことにならないからである。また、諮問庁は審査庁でもあるところ、上記のとおり、本来は、一旦、原処分を取り消さなければならないからである。

(エ) 結論

諮問庁は、文書番号4の④について、処分庁が根拠とした不開示の理由に言及することなく諮問しているが、これは、法の趣旨を逸脱したものであるから、適正に諮問しなければならない、というべきである。

そして、諮問庁は、審査庁でもあるのだから、少なくとも次のことを行わなければならない。すなわち、諮問庁は、原処分を取り消すべきか否かについて、処分庁が根拠とした理由に基づいて判断し、その判断の理由と結論について、審査請求人にも分かるように諮問の際に明示しなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成27年12月10日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人の厚生年金保険に係る審査請求に関する、①利害関係人から代表者名にて提出された意見書、②①を提出する原因となった、審査官が利害関係人に通知した文書及び③請求人と利害関係人との間の特定訴訟事件の判決書」に係る開示請求を行った。

また、審査請求人より、開示請求対象保有個人情報の特定が不十分であると連絡があり、「上記②に係る追加として④平成27年特定月日付け「提出された利害関係人意見書及び照会・回答書について」と題した文書一式及び上記③の追加として⑤特定訴訟事件目次に係る開示請求」を加える旨の補正が行われた。

(2) これに対して、処分庁が平成28年1月6日付け関厚発0106第114号及び同月22日付け関厚発0122第68号により原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成28年3月5日付け(同月7日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人の厚生年金保険に係る審査請求に関する、①利害関係人から代表者名にて提出された意見書、②①を提出する原因となった、審査官が利害関係人に通知した文書、③請求人と利害関係人との間の特定訴訟事件の判決書、④平成27年特定月日付け「提出された利害関係人意見書及び照会・回答書について」と題した文書一式及び⑤特定訴訟事件目次である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の①、4の②、4の⑤及び5の不開示部分は、審査請求人以外の個人の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法第14条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1、4の③及び4の⑥の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の④の不開示部分は、関東信越厚生局の社会保険審査官（以下、第3において「審査官」という。）が本件審査請求に係る処分について、届出をした事業所にした照会及び照会に対する回答内容等である。これらの照会に対する回答内容等が開示された場合には、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、請求者側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な事務処理を実施していく上で必要不可欠な事実関係について客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報は、開示することにより、審査官におけ

る標準報酬月額等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年6月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月16日 | 審議 |
| ④ | 同年9月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年6月29日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人の厚生年金保険に係る審査請求に関し保有する、①利害関係人から代表者名にて提出された意見書、②①を提出する原因となった、審査官が利害関係人に通知した文書、③本人と利害関係人との間の判決、④平成27年特定月日付け「提出された利害関係人意見書及び照会・回答文書」、⑤判決書の事件目次」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、別表の3欄に掲げる部分については、不開示理由を一部変更して、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

別表の2欄に掲げる通番（以下「通番」という。）4、通番5、通番8及び通番10は、特定事業場の職員の氏名であり、法14条2号本文

前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イ該当性について

通番1、通番6及び通番9は、特定事業場の印影である。特定事業場の印影は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふわさしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法14条7号柱書き該当性について

通番7には、社会保険審査官が、審査請求人が提起した厚生年金保険に係る審査請求に係る処分について、特定事業場に行った照会及び照会に対する回答内容等が記載されている。当該部分は、これを開示すると、照会を受けた事業場側が把握・認識している事実関係について適切に回答することをちゅうちょし、審査請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる回答を意図的に忌避するといった事態が発生し、正確な事実の把握が困難となるなど、社会保険審査官が行う審査請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 理由の提示について

審査請求人は、審査請求書において、通番7について、不開示とした理由の提示は違法であり、通番7に係る原処分②は取り消すべきと主張している。

原処分②の開示決定通知書には、法条項及び条文の一部が記載されているのみであり、理由の提示としては、必ずしも適切であるとはいえず、諮問庁においては今後適切な指導が望まれる。

(2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、なお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書			2 通番	3 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	4 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法14条該当号）		
原処分	文書番号	対象文書名			2号	3号イ	7号柱書き
原処分①	1	利害関係人指定に関する意見書	1	7行目法人の印影		○	
	2	審査官が利害関係人に通知した文書	2	なし			
	3	請求人と利害関係人との間の特定訴訟事件の判決書	3	なし			
原処分②	4	提出された利害関係人意見書及び照会・回答書について	4	① 1頁11行目28文字目ないし30文字目，17行目33文字目ないし18行目1文字目	○		
			5	② 2頁7行目5文字目ないし7文字目	○		
			6	③ 2頁7行目法人の印影		○	
			7	④ 3頁不開示部分全て（3頁5行目ないし10行目，13行目ないし1			○

				4 行目, 1 5 行目 6 文字目ないし 1 6 行目最終文字, 1 8 行目ないし 2 0 行目, 2 1 行目 6 文字目ないし 2 5 行目最終文字, 2 6 行目 6 文字目 ないし 2 8 行目最 終文字, 2 9 行目 6 文字目ないし 3 3 行目 1 4 文字 目, 3 4 行目ない し 3 5 行目最終文 字)			
			8	⑤ 4 頁 1 2 行目 1 文字目ないし 4 文 字目	○		
			9	⑥ 4 頁 1 2 行目法 人の印影		○	
5	特定訴訟事件目 次	1 0	1 頁目手書き部分 2 行目 4 ・ 5 文字 目	○			